さらに、本体事業の施行に伴う市道並びに農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良箇所や幅員が狭小な区間が存在することにより、交通混雑が生じ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道443号道路整備促進期成会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県みやま市役所

○北海道開発局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町若咲内一三三番一から同町若咲内一三三番一まで	後前	二二七・二二七	〇〇・一一
		七・二七	四四
		二三	〇〇
		八〇メートル	キロメートル
		五九メートル	メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十八日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十四号	北海道標津郡標津町字伊茶仁三番三から同町北九条東一丁目一番一〇まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十月十八日

公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　川那　勝成　一級建築士　第195518号

３　処分の内容　免許取消

４　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（19物件（建築確認：平成13年８月、平成14年５月、同年10月、同年11月、平成15年１月、同年８月、同年10月、同年11月（３物件）、同年12月（２物件）、平成16年１月、同年２月、同年５月、同年６月、同年７月（２物件）、同年９月））について、一級建築士として、建築確認申請の代理、設計又は工事監理の業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の一級建築士としての名義を、建築確認申請書における申請代理者、設計者又は工事監理者として記載することを許す名義貸しを行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　村上　憲弘　一級建築士　第83470号

３　処分の内容　免許取消

４　処分の原因となった事実　広島県内の建築物（５物件）、工作物（４物件）及び内装設備工事（９件）について、一級建築士として、建築士法第23条の10第１項の規定に違反し、建築士事務所の登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、上記の建築物（建築確認：平成22年７月、同年12月、平成23年５月、同年８月、平成24年６月）について建築確認申請の代理、設計及び工事監理を、上記の工作物（建築確認：平成22年７月、平成23年１月、同年７月、同年９月）について建築確認申請の代理及び設計を、上記の内装設備工事について設計及び工事監理を業として行った。

また、同法第20条第１項の規定に違反して、上記の建築物、工作物又は内装設備工事について、死亡した建築士の名義を借用し、設計図書に設計者として記載する名義借りを行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　仲盛　昭二　一級建築士　第126973号

３　処分の内容　免許取消

４　処分の原因となった事実　福岡県内又は佐賀県内の建築物（14物件）について、サムシング株式会社一級建築士事務所（福岡県知事登録第１－40050号、平成14年９月30日付け抹消）の業務に関し、構造計算書の設計者として、不適切な設計（当該構造計算書の出力結果と、当該構造計算書の入力データを元にした再現計算用入力データにより再現した再現構造計算書の出力結果とを比べたところ、上記14物件のうち福